

お申込みの前に、申込者だけでなく保証人の方も必ずご一読ください。

## 奈良県看護師等修学資金の貸与を受けようとするみなさんへ

本資金の目的は、将来、奈良県内の医療施設に就業しようとする者の修学に必要な資金を貸与するものです。本資金の貸与を受けた者は、奈良県内に所在する指定の医療機関で一定期間看護業務に従事しなければ、資金の返還義務は免除されません。

修学資金の財源は県民の大切な税金であるため、返還が必要となった際には督促等、厳格に債権回収を行います。このことを十分理解したうえで、貸与をお申し込みください。

### 【注意事項】

#### 1 返還義務免除の条件について(在学中～卒業するまで)

- ① 著しい成績不良や退学処分とならず、また、心身を故障することなく卒業すること。
- ② 卒業年次の資格試験に一度で合格し、卒業後は免除対象施設に就職すること。

#### 2 返還義務免除の条件について(就職後)

下表のとおり、指定の医療施設にて一定期間勤務すること。

項目	免除の要件	
返還免除対象施設	医療施設等	
	特定施設	特定病院
	・許可病床数 200 床未満の病院 ・精神病床数 80%以上を占める病院 ・診療所 ・介護老人保健施設 ・ほか、規則第 2 条で定める施設	許可病床数 200 床以上の病院
免除に必要な業務従事期間	貸与を受けた期間 + 2年間	貸与を受けた期間 + 4年間

※上記の医療施設等は奈良県内に所在することが要件です。

※災害、疾病、育児休業、その他やむを得ない事由により業務に従事することができなかった期間は、業務従事期間には算入しません。

※特定病院での勤務歴がある場合、免除に必要な業務従事期間は貸与を受けた期間 + 4年となります。

- ① 資格試験に不合格となった場合や、返還免除対象施設に就職しない場合は、直ちに修学資金の返還が決定します。
- ② 免許取得日から、継続して県内の“特定施設”で貸与を受けた期間に2年を加えた期間就業した場合、修学資金の返還免除の条件を満たします。  
⇒(例)在学中に3年間の貸与を受け、200床未満病院に勤務した場合は5年間
- ③ 免許取得日から、継続して県内の“特定病院”で貸与を受けた期間に4年を加えた期間就業した場合、修学資金の返還は免除されます。  
⇒(例)在学中に3年間の貸与を受け、200床以上病院に勤務した場合は7年間
- ④ 返還免除対象施設を退職した場合は返還義務が発生しますが、速やかに別の返還免除対象施設に再就職した場合は、業務従事期間は継続しているとみなされます。

お申込みの前に、申込者だけでなく保証人の方も必ずご一読ください。

### **3 修学資金の返還について**

修学資金を返還することになった場合、一括払い又は修学資金の貸与を受けていた期間での月賦(例:貸与期間 36 ヶ月ならば毎月 36 回払)を最長とする分割払いにより、返還を完了しなければなりません。

ご自身の返還能力をふまえ、保証人とも十分に相談のうえ支払回数を決定していただきます(これを「返還計画」といいます。)

なお、返還方法は納付書による金融機関窓口からの振込が原則となります。

### **4 保証人について**

条例により、保証人は債務者と連帯して債務を負担することとなっています。したがって、貸与者に返還能力が見込まれない場合は保証人に対し返還を請求します。

返還時に保証人の交代をご希望される場合は、新たな保証人の同意を得たうえで奈良県庁までご連絡ください。

### **5 修学資金返還の履行状況が不良の場合について**

返還計画が正常に履行されない場合は、貸与者および保証人に対し返還督促をします。合理的な理由がなく、なお返還状況が改善されない場合は地方自治法に基づき財産調査を実施するほか、訴訟や支払督促、強制執行の手続きをとることもあります。

また、居住地が判明しない場合でも所在調査のうえ回収行動を行うこともありますので、あらかじめご承知おきください。

<問い合わせ窓口>

奈良県庁 医師・看護師確保対策室

看護師対策係 修学資金担当

TEL:0742-27-8655